

国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の皆様 資格確認書等を送付します

現在お持ちの資格確認書の有効期限は、令和8年7月31日(金)までです。
8月1日(土)以降にご利用いただく新しい資格確認書等を交付しますので、該当する内容をご確認ください。

1 国民健康保険

◆マイナ保険証を保有していない方(マイナンバーカードでの保険証利用登録をしていない方)

【送付する書類】

- ・新しい「資格確認書」(有効期限:令和9年7月31日)を7月上旬に簡易書留で送付します。

◆マイナ保険証を保有している方(マイナンバーカードでの保険証利用登録をしている方)

【送付する書類】

- ・70歳以上の方には有効期限が令和9年7月31日の「資格情報通知書」を7月上旬に普通郵便で送付します。この通知書は、マイナンバーカードが医療機関等で読み取れなかった場合に提示するものです。(この通知書のみでは医療機関の受診はできません。)
- ※70歳未満の方の資格情報通知書(資格情報のお知らせ)には有効期限がありません。現在お持ちのものを引き続きご利用ください。

2 後期高齢者医療

【送付する書類(有効期限:令和9年7月31日)】

◆85歳以上の方全員

- ・これまでどおり、手続きなしで新しい「資格確認書」を7月中旬に簡易書留で送付します。

◆84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されていない方(※1)

(マイナ保険証をお持ちでない方も含む)

- ・これまでどおり、手続きなしで新しい「資格確認書」を7月中旬に簡易書留で送付します。

◆84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されている方(※2)

- ・マイナ保険証での受診をお願いいたします。
- ・これまでの「資格確認書」の代わりに、「資格情報のお知らせ」を7月中旬に普通郵便で送付します。このお知らせは、マイナンバーカードが医療機関等で読み取れなかった場合に提示するものです。(このお知らせのみでは医療機関の受診はできません。)
- ・マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、保険課への申請により資格確認書を交付します。

(※1) マイナ保険証を普段からご利用されていない方は、下記の※2に該当しない方です。

(※2) マイナ保険証を普段からご利用されている方は、以下の条件をともに満たす方です。

- ① 過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用されている方
- ② 概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用されている方

▶ **問合せ** 保険課国民健康保険・医療グループ ☎ 28・0917